

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

医療用医薬品の供給不足が生じるおそれを未然に防止することや、供給情報を医療機関へ共有することを目的として「医療用医薬品の供給不足に係る報告について（依頼）」（令和 6 年 3 月 28 日付け医政産情企発 0328 第 2 号、感予発 0328 第 2 号、医薬血発 0328 第 2 号）により、製造販売業者から厚生労働省へ供給不安報告・供給状況報告を依頼しているところです。

「経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和 5 年 9 月 19 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）において依頼しているところですが、今般、**経口セフェム系抗菌薬の一部の品目において供給が停止したため、供給不安報告及び供給状況報告が相次いでおり、経口抗菌薬の安定供給に支障が生じています。**

経口セフェム系抗菌薬の製造販売業者に対しては増産の対応を依頼しているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

経口抗菌薬が真に必要な患者に、円滑に供給できる状況を維持することが重要である一方で、医薬品の配分は過去の流通・販売実績に応じて行われることが多いため、経口抗菌薬の適正使用を遵守してきた医療機関ほど大きな影響を受けることが懸念されます。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、今一度の周知をお願いしたく存じます。

記

1. 医療機関及び薬局におかれては経口抗菌薬について、返品が生じないように、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関及び薬局におかれては、経口抗菌薬について、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用を、引き続き努めていただきたいこと。
3. 薬局におかれては、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。